

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和 7 年 1 月 21 日（火）10 時から 10 時 50 分

2.開催場所 瀬戸内町役場 4 階委員会室

3.出席委員 （9 人）

会長	6 番	吉見 洋和
会長職務代理者	10 番	永井 利一
	1 番	齋木 明子
	2 番	久原 美樹
	3 番	峯 俊一郎
	7 番	森 正三郎
	8 番	碩 悟
	9 番	岡野 正郎
	11 番	川島 博

4.欠席委員 （1 人）

5.議事日程

第 1 議事録署名委員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について

第 4 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第 5 協議会

（1）行事予定について

（2）その他

6.農業委員会事務局職員

局 長 永井健一郎

次 長 川畑 金徳

主 事 堀江 美彩

会計年度任用職員 大黒 佐江子

7.会議の概要

事務局	あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いします。昨年は能登半島地震で始まりましたが、今年は穏やかな１年を迎えることができたことだと思います。今年も農業委員会の活躍を期待し、令和７年第１回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。 本日の委員の出席状況でございますが、出席委員は９名で、定足数に達しており、本日の総会は成立していることをご報告いたします。それでは吉見会長に挨拶をお願いいたします。
議長	【挨拶】
事務局	ありがとうございました。それではこれより議事に入ります。瀬戸内町農業委員会会議規則第６条に基づきまして、吉見会長に議長をお願いします。
議長	これより会議を開きます。日程１、議事録署名委員の指名を行います。議席番号１番、齋木委員、議席番号２番、久原委員の２名を指名いたします。 次に日程２。会期は本日の１日間といたします。 次に日程３の第１号、農地法第３条の規定による許可についてを議題とし、調査員から説明を求めます。永井委員。
10 番委員	はい、10 番、永井です。おはようございます。議案第１号、農地法第３条の規定による許可について、調査員は吉見会長、そして私、事務局から堀江さんが来ました。 土地の表示 ①「瀬戸内町大字篠川字摺勝 603 番 5」、畑、558 ㎡ ②「瀬戸内町大字篠川字摺勝 603 番 9」、畑、1,598 ㎡ 合計 2 筆 2,156 ㎡ 対価は贈与です。 譲渡人：埼玉県川口市〇〇〇〇番〇号 〇〇〇〇氏 贈与です。 譲受人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 受贈です。 あと、下のほうは、お目通しお願いいたします。以上です。
議長	調査報告が終わりました。この案件について、質疑はございませんか。 【質疑なし】の声が聞こえる 質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第１号について、賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】 賛成多数と認めます。議案第１号は可決いたしました。 次に、日程４、議案第２号。農業経営基盤強化促進法による利用権設定についてを議題とし、事務局から説明を求めます。
事務局	議案第２号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定について、説明いたします。資料の５ページから８ページでご説明いたします。まず５ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積利用権設定について、公告日を令和７年１月２８日を予定しております。内容につきましては、11 件で畑 18 筆、田 2 筆、貸し手 11 人、借り手 6 人、合計面積 15,638 ㎡となっております。計画総括表を６ページ、７ページにて記載しておりますので、後ほどお目通しください。それでは個々に説明いたします。資料の８ページをご覧ください。

整理番号 1 農地の所在地「大字嘉鉄字長セ久 133 番 1」、現況地目「畑」、341 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。賃貸借によるもので、対象作物は果樹で拡大によるものです。存続期間は 10 年間となっております。

整理番号 2 農地の所在地「大字嘉鉄字長セ久 145 番 2」、現況地目「畑」、1,083 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で拡大によるものです。存続期間は 5 年間となっております。

整理番号 3 農地の所在地「大字嘉鉄字長セ久 145 番 4」、現況地目「畑」、1,083 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によりもので、対象作物は果樹で拡大によるものです。存続期間は 10 年間となっております。

整理番号 4 農地の所在地「大字古志字大畑ノ一 936 番 1」、現況地目「畑」、360 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で新規によるものです。存続期間は 20 年間となっております。

整理番号 5 農地の所在地「大字嘉鉄字仲田 861 番」、現況地目「畑」、1,295 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は飼料で拡大によるものです。存続期間は 10 年間となっております。

整理番号 6 農地の所在地「大字久根津字親田 808 番」、現況地目「畑」、349 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は野菜類で新規によるものです。存続期間は 20 年間となっております。

整理番号 7 農地の所在地「大字久根津字親田 809 番 1」、現況地目「畑」、200 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は野菜類で新規によるものです。存続期間は 20 年間となっております。

整理番号 8 農地の所在地「大字生間字犬川 114 番」、現況地目「畑」、783 m²。「同 115 番」、現況地目「畑」、1,309 m²。「同 116 番 1」、現況地目「畑」、2,845 m²。「同 116 番 2」、現況地目「畑」、400 m²。「同 116 番 3」、現況地目「畑」、528 m²。「同 130 番」、現況地目「田」13 m²。「同 134 番」、現況地目「田」36 m²。「同 139 番」、現況地目「畑」、294 m²。合計畑 6 筆、田 2 筆、6,208 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物はサトウキビで新規によるものです。存続期間は 5 年間となっております。

整理番号機構 1 農地の所在地「大字阿木名字嶺畑 1247 番 1」、現況地目「畑」、334 m²。「同 1247 番 2」、現況地目「畑」、692 m²。「同 1252 番 1」、現況地目「畑」、658 m²。合計畑 3 筆 1,684 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が農地中間管理機構。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で拡大によるものです。存続期間は 5 年間となっております。

整理番号機構 2 農地の所在地「大字阿木名字嶺畑 1252 番 2」、現況地目「畑」、910 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が農地中間管理機構。賃貸借によるもので、対象作物は果樹で拡大によるものです。存続期間は 5 年間となっております。

整理番号機構 3 農地の所在地「大字阿木名字仲緑 1073 番」、現況地目「畑」、2,125 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が農地中間管理機構。使用貸借によるもので、対象作物は果樹で拡大によるものです。存続期間は 5 年間となっております。

以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各条件を満たしていると考えます。ご審議くださるよう、お願いいたします。

議長	事務局からの説明は終わりました。この件について質疑はございませんか。 【質疑なし】の声が聞こえる 質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第 2 号について、賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】 賛成多数と認めます。議案第 2 号は可決いたしました。
事務局	次に、日程 5、報告第 1 号、農地の使用貸借解約通知書について、事務局から説明をお願いします。 報告第 1 号 1、農地の使用貸借解約通知書について 土地の表示 ①「瀬戸内町大字嘉鉄字長セ久 144 番」、畑、1,578 m² ②「瀬戸内町大字嘉鉄字長セ久 145 番 1」、畑、259 m² 合計 2 筆 1,837 m² 貸人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 借人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 有限会社〇〇〇〇 貸借契約の内容：農業経営基盤強化促進法による利用権（使用貸借） 貸借期間：令和 6 年 3 月 31 日～令和 16 年 3 月 30 日 合意解約の合意が成立した日：令和 6 年 11 月 29 日 合意による解約をした日：令和 6 年 11 月 29 日 農地の引渡しの時期：令和 6 年 11 月 30 日 届出の年月日：令和 6 年 12 月 5 日 返還する理由：双方合意による解約（転貸予定）
	報告第 1 号 2、農地の使用貸借解約通知書について 土地の表示 ①「瀬戸内町大字嘉鉄字長セ久 145 番 2」、畑、1,083 m² 合計 1 筆 1,083 m² 貸人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 借人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 11 有限会社〇〇〇〇 貸借契約の内容：農業経営基盤強化促進法による利用権（使用貸借） 貸借期間：令和 6 年 3 月 31 日～令和 16 年 3 月 30 日 合意解約の合意が成立した日：令和 6 年 11 月 29 日 合意による解約をした日：令和 6 年 11 月 29 日 農地の引渡しの時期：令和 6 年 11 月 30 日 届出の年月日：令和 6 年 12 月 5 日 返還する理由：双方合意による解約（転貸予定）
	報告第 2 号 1、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について 土地の表示 ①「瀬戸内町大字嘉鉄字長セ久 145 番 4」、畑、1,083 m² 合計 1 筆 1,083 m² 貸貸人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 賃借人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 有限会社〇〇〇〇 貸借契約の内容：農業経営基盤強化促進法による利用権（賃貸借） 貸借期間：令和 6 年 3 月 31 日～令和 16 年 3 月 30 日 合意解約の合意が成立した日：令和 6 年 11 月 28 日

	合意による解約をした日：令和6年11月28日 農地の引渡しの時期：令和6年11月30日 届出の年月日：令和6年12月5日 返還する理由：双方合意による解約（転貸予定）
	報告第2号2、農地法第18条第6項の規定による合意解約について 土地の表示 ①「瀬戸内町大字嘉鉄字長セ久145番3」、畑、477㎡ 合計1筆477㎡ 賃貸人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 賃借人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 有限会社〇〇〇〇 貸借契約の内容：農業経営基盤強化促進法による利用権（賃貸借） 貸借期間：令和6年3月31日～令和16年3月30日 合意解約の合意が成立した日：令和6年11月29日 合意による解約をした日：令和6年11月29日 農地の引渡しの時期：令和6年11月30日 届出の年月日：令和6年12月5日 返還する理由：双方合意による解約（転貸予定）
	すみません、次の報告を報告第3号1に訂正をお願いします。 ※件数が多いので口頭では省略 報告第3号1、農地法第3条の3第1項の規定による届出について 土地の表示 1「瀬戸内町大字野見山字秋徳脇13番1」、畑、1,088㎡ 2「瀬戸内町大字野見山字金久田20番」、畑、2,242㎡ 3「瀬戸内町大字野見山字金久田33番」、畑、89㎡ 4「瀬戸内町大字野見山字金久田48番1」、畑、280㎡ 5「瀬戸内町大字野見山字金久田48番2」、畑、280㎡ 6「瀬戸内町大字野見山字金久田49番」、畑、148㎡ 7「瀬戸内町大字野見山字金久田50番」、畑、290㎡ 8「瀬戸内町大字野見山字ミドリ62番」、田、13㎡ 9「瀬戸内町大字野見山字ミドリ65番」、田、185㎡ 10「瀬戸内町大字野見山字ミドリ83番1」、田、165㎡ 11「瀬戸内町大字野見山字ミドリ85番1」、田、442㎡ 12「瀬戸内町大字野見山字タガリヤ97番」、畑、850㎡ 13「瀬戸内町大字野見山字タガリヤ100番」、畑、1,905㎡ 14「瀬戸内町大字野見山字タガリヤ101番」、畑、1,648㎡ 15「瀬戸内町大字野見山字タガリヤ104番」、畑、1,162㎡ 16「瀬戸内町大字野見山字タガリヤ105番」、畑、1,928㎡ 17「瀬戸内町大字野見山字タガリヤ154番」、畑、1,206㎡ 18「瀬戸内町大字野見山字タガリヤ157番」、畑、843㎡ 19「瀬戸内町大字野見山字タガリヤ208番1」、畑、192㎡ 20「瀬戸内町大字野見山字里209番丙」、畑、122㎡ 21「瀬戸内町大字野見山字里209番1」、畑、120㎡

- | | |
|----|--|
| 22 | 「瀬戸内町大字野見山字里 210 番 1」、畑、1,003 m ² |
| 23 | 「瀬戸内町大字野見山字里 210 番 2」、畑、2,651 m ² |
| 24 | 「瀬戸内町大字野見山字里 211 番 1」、畑、1,011 m ² |
| 25 | 「瀬戸内町大字野見山字里 213 番」、畑、1,561 m ² |
| 26 | 「瀬戸内町大字野見山字里 214 番」、畑、702 m ² |
| 27 | 「瀬戸内町大字野見山字里 215 番」、畑、593 m ² |
| 28 | 「瀬戸内町大字野見山字当田 239 番 1」、畑、755 m ² |
| 29 | 「瀬戸内町大字野見山字当田 240 番 1」、畑、956 m ² |
| 30 | 「瀬戸内町大字野見山字コンジャ 299 番 2」、畑、464 m ² |
| 31 | 「瀬戸内町大字野見山字コンジャ 300 番」、畑、577 m ² |
| 32 | 「瀬戸内町大字野見山字コンジャ 302 番 1」、畑、582 m ² |
| 33 | 「瀬戸内町大字野見山字コンジャ 302 番 2」、畑、571 m ² |
| 34 | 「瀬戸内町大字野見山字大里 346 番」、畑、406 m ² |
| 35 | 「瀬戸内町大字野見山字大里 360 番 1」、畑、659 m ² |
| 36 | 「瀬戸内町大字野見山字大里 366 番」、畑、631 m ² |
| 37 | 「瀬戸内町大字野見山字大里 367 番」、畑、79 m ² |
| 38 | 「瀬戸内町大字野見山字中田 369 番」、畑、343 m ² |
| 39 | 「瀬戸内町大字野見山字中田 370 番」、畑、135 m ² |
| 40 | 「瀬戸内町大字野見山字中田 371 番」、畑、1,279 m ² |
| 41 | 「瀬戸内町大字野見山字中田 372 番」、畑、363 m ² |
| 42 | 「瀬戸内町大字野見山字中田 375 番」、畑、52 m ² |
| 43 | 「瀬戸内町大字野見山字中田 379 番」、畑、36 m ² |
| 44 | 「瀬戸内町大字野見山字中田 380 番」、畑、59 m ² |
| 45 | 「瀬戸内町大字野見山字中田 382 番」、田、175 m ² |
| 46 | 「瀬戸内町大字野見山字中田 383 番」、畑、79 m ² |
| 47 | 「瀬戸内町大字野見山字中田 392 番」、畑、234 m ² |
| 48 | 「瀬戸内町大字野見山字古里 415 番」、畑、611 m ² |
| 49 | 「瀬戸内町大字野見山字古里 416 番」、畑、1,143 m ² |
| 50 | 「瀬戸内町大字野見山字古里 436 番」、畑、1,195 m ² |
| 51 | 「瀬戸内町大字野見山字古里 438 番 1」、畑、568 m ² |
| 52 | 「瀬戸内町大字野見山字大勝 467 番」、畑、1,535 m ² |
| 53 | 「瀬戸内町大字野見山字大勝 468 番」、畑、1,785 m ² |
| 54 | 「瀬戸内町大字野見山字大勝 525 番」、畑、991 m ² |
| 55 | 「瀬戸内町大字野見山字諸鈍又 529 番」、畑、411 m ² |
| 56 | 「瀬戸内町大字野見山字諸鈍又 535 番」、畑、277 m ² |
| 57 | 「瀬戸内町大字野見山字諸鈍又 536 番」、田、122 m ² |
| 58 | 「瀬戸内町大字野見山字諸鈍又 538 番」、畑、39 m ² |
| 59 | 「瀬戸内町大字野見山字諸鈍又 553 番 1」、畑、1,093 m ² |
| 60 | 「瀬戸内町大字野見山字諸鈍又 558 番 3」、畑、695 m ² |
| 61 | 「瀬戸内町大字野見山字諸鈍又 558 番 4」、畑、823 m ² |

	権利を取得した者：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 権利を取得した日：平成 27 年 11 月 5 日 権利を取得した事由：相続 取得した権利の種類及び内容：種類（所有権） 内容：一部耕作している 農業委員会によるあっせん等の希望の有無：希望しない 届出の年月日：令和 6 年 12 月 10 日
	こちらも報告第 3 号 2 に訂正をお願いします。 報告第 3 号 2 土地の表示 ①「瀬戸内町大字阿鉄字阿木名道 545 番」、畑、36 m² 合計 1 筆 36 m² 権利を取得した者：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 権利を取得した日：平成 22 年 3 月 25 日 権利を取得した事由：相続 取得した権利の種類及び内容：種類（所有権） 内容：耕作していない 農業委員会によるあっせん等の希望の有無：希望しない 届出の年月日：令和 6 年 12 月 12 日
議長	事務局より報告第 1 号から報告第 3 号までの説明がありました。この件について何か質疑はございませんか。はい、岡野委員。
9 番委員	農地の使用貸借で解約が 3 か所あるけども、12 ページのも解約されてますけど、うちの女房の弟なんだけど、ここはもう解約しただけですか。畑引っ付いてると思うんだけど。
事務局	こちら転貸予定とはなっていますが、今回の総会には利用権は上がってません。
9 番委員	上がってない。
事務局	上がってないです。
9 番委員	分かりました。僕自身、また調べてみます。
事務局	すみません。
議長	他にありませんか。
11 番委員	議長、休憩でいいですか。
議長	川島委員。
	【休憩に入る】
	よろしいですか。
	【議事再開】
	報告は終わります。
	次に、日程 8 の協議会に移ります。事務局からの説明を求めます。
	協議会
	(1) 行事予定について
	(2) その他
事務局	以上を持ちまして、第 1 回農業委員会総会を終わります。 一同 礼

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和7年1月21日

署名委員

署名委員